# 令和5年度 第3回松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和 5 年 10 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分~午後 3 時 30 分		
開催場所	松阪市総合運動公園 会議室		
	委員長 楠井嘉行 (三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学))		
出席者	副 委 員 長 村田 裕 (前 名城大学法科大学院教授/三重県市町		
(敬称略)	村振興協議会和解あっせん事業運営委員		
	会会長)		
	委 員 伊藤 久美子(三重県私学協会専務理事/博士(法学))		
	委 員 横山 賢 (前 三重県建設技術センター常務理事/一		
	級建築士)		
	委 員 鏡 大介 (税理士)		
事務局	契約・検査担当参事 野邉 検査指導係長 稲森		
	契約監理課長    池内   契約担当主幹 中西		
	調達担当監柳川契約係主任杉		
	検査指導担当主幹 茨木		
議題	議題1		
	入札及び契約の状況報告(令和5年7月から令和5年9月分)		
	・工事の発注状況について		
	・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議(鏡委員抽出)		
	議題3		
	随意契約に係る意見聴取について		
	その他		
	次回開催日程及び抽出委員の選出等について		
	現場視察		

委員	事務局		
●入札及び契約の状況報告(令和5年7月から令和5年9月分)			
	・工事の発注状況について		
	第 2 四半期の入札件数は総計 118 件。内訳と		
	して工事 93 件、委託 21 件、入札中止 4 件。		
	契約金額は総額 26 億 8,668 万 2,900 円。内訳		
	が工事 25 億 1,891 万 3,100 円、委託 1 億 6,776		

万9,800円で前年と比較し総額6千835万6,200円の減。

平均落札率は、全体で 88.26%、内訳として工 事が 89.77%、委託が 81.56%。入札参加者は、全 体で 10.1 社、工事 10.8 社、委託が 6.7 社。

### ・指名停止措置の運用状況について

この四半期における指名停止は2件。

①建設業法第15条第2号の規定に違反して、資 格要件を満たさない者を営業所の専任技術者と して配置していた。また、経営事項審査において 資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載 し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審 査結果を公共工事の発注者に提出し公共発注者 がその結果を資格審査に用いた。これらのこと が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に 該当すると認められるとして国土交通省関東地 方整備局より監督処分(指示処分及び営業停止 45 日間)を受けた。有資格業者である同社が建 設業法の規定に違反したことは、松阪市建設工 事等指名停止措置要領別表第2第4号(建設業 法違反行為) に該当するため令和5年8月15日 から令和6年1月14日の5か月間の指名停止の 措置を講じた。

②当該業者の支店長等が、東大阪市、掛川市及び 焼津市から請負った業務において過大請求を行 い、業務委託を詐取したとして詐欺の容疑で逮 捕された。不正又は不誠実な行為として令和5年 8月1日から令和5年9月30日の2か月間指名 停止の措置を講じた。

#### ●抽出事案の審議(鏡委員抽出)

この四半期における高落札率の案件、入札 参加者が少数となった案件、総合評価落札方 式の案件などについて確認したい。

事務局に説明をお願いしたい。

建設工事関係について報告させていただく。 全体的な意見として、土木関係は「最低制限価格」と同額となる応札額が多く見受けられた。一方、建築関係については応札額に開きがあるも

のの「最低制限価格付近」での応札結果となった。

次に抽出案件。土木一式工事の「東出線道路改 良工事」。今期も土木一式工事の入札参加者は10 者以上の参加となる案件が多数あるが、当該案 件については、入札参加者4者と少数であった。 これは、平成26年度に災害復旧工事の入札不調 多発を受け平成29年度から試行している「イン センティブ型制度」で発注を行ったためである。 インセンティブ型入札に参加ができる条件は、 ①過去 2 年度の完成検査で優良工事を施工した 市内業者。②過去 3 年度の完成検査で全工種の 平均成績点が85点以上の市内業者。③過去3年 度に契約監理課発注の災害復旧工事を 2 回以上 受注した実績(入札不調後の随意契約を含む)が ある市内業者。で、本市の発注基準における土木 一式工事や舗装工事などの業種や等級などを考 慮し、入札参加者が多数見込める案件を選定し ている。結果、4者と少数となったが、最低制限 価格付近での応札であったことで競争性は働い たものと考える。

次に「総合評価落札方式」の4件。

- ・「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区327-1号汚水幹線外汚水管渠及び配水管布設替工事」。6者の入札参加。1社が「失格基準価格未満」により失格。5者の内、技術評価点が一番高い業者が落札。
- ・「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 23 号外汚水管渠及び配水管布設替工事」。4 者の入 札参加で技術評価点が一番高い業者が落札。
- ・「松阪市公共下水道事業三雲第1-1処理分区5-7号外汚水管渠工事」。5者の入札参加。技術評価点が一番高い業者が落札。
- ・「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区4-56 号外汚水管渠工事」。5者の入札参加。落札者は

決定したが 2 者が入札辞退、1 社「失格基準価格」を下回る結果であった。

次に電気工事。今期は6件の発注。

「本庁舎照明 LED 化工事」は、本市の最低制限 価格の範囲として 75%~92%設定をしている。 当該案件は上限の 92%を超えたため 92%を上限 とした価格を最低制限価格として設定をした案件です。水道本管工事、舗装工事、橋梁修繕工事は全てが最低制限価格と同額により電子くじにて落札を決定した。

次に測量・建設コンサルタント関係。

今期、全体的に見ると建設工事同様、最低制限価 格と同額の応札額が多く「電子くじ」にて落札者 を決定した案件が多数であった。その中でも、建 築士事務所を対象に発注した2件。「徳和小学校 校舎外壁・サッシ改修工事設計業務委託」、「粥見 小学校屋内運動場外壁等改修工事設計業務委 託」は、入札参加者少数で高落札率という結果と なった。今年度は、建築士事務所を対象に発注す る案件の入札参加者は最大でも 4 社と少数。推 測になるが、民間受注の手持ち件数により入札 参加を控えられたのではないのかと考えてい る。また、本市に登録のある建築士事務所の殆ど が少人数。そういった部分も相まったのではな いかと考えている。今回、入札参加者が少数、高 落札率という結果となったが事業が進むことを 最重要と考えていきたい。また、今後の入札参加 状況や落札率については注視したい。

次に「松阪市 (三雲管内) 合理化事業計画策定業務」。入札参加者は1社。

当該事業は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物 処理事業等の合理化に関する特別措置法」(合特 法)に基づき、将来にわたり、し尿及び浄化槽汚 泥の適正な処理体制を確保するとともに、一般

廃棄物処理業(し尿)等の業務の安定を保持する ことを目的に策定するものである。

また「合理化事業」とは、その合理化事業計画 の中で市と業者が協議を行い、主に市の直営の ごみ収集運搬業務、下水道管路施設や農業集落 排水処理施設の清掃業務または汚泥収集運搬業 務などの代替業務を、特定の業者に対し、随意契 約によって一定期間委託契約を行うことを決定 するものである。この合理化事業計画は、10年 経過時に見直しを行うもので参加条件は補償コ ンサルタント(営業補償、特殊補償部門)、建設 コンサルタント (下水道部門、都市計画及び地方 計画部門、建設環境部門)のすべてに登録がある こととした。参加可能業者は、市内業者、準市内 業者、県内業者で十数者確認できたため、地域条 件は県内業者までとし発注したが、10年前の入 札で落札した県内業者 1 社のみの参加となっ た。その要因としては、同社は10年前に本市の 同事業の計画を策定していることから、本市の 将来にわたる下水道事業の全体計画や市内の一 般廃棄物処理業等事業者の実情などを把握して おり本業務に対して経験が有ったことから参加 したと推察するが、本業務がその他の設計業務 等に比べ一般的ではないこと、業務価格が高額 ではない案件であることなどから他社において は、入札参加を敬遠されたものと分析しており ます。

#### 入札中止について

入札中止は 4 件。公告中に設計書に誤りがあったため中止の措置を行った。再度公告を行い入 札執行済みである。 それでは、私からの抽出案件として何点 か注目しましたので確認していきたい。

1 点目、インセンティブ制度で発注する案件は契約監理課で決定しているのか。

2 点目、建築事務所を入札参加対象とする 案件で事務局より「民間受注もあるので入札 参加を控えられたのではないか」とご説明さ れましたが、松阪市に登録のある建築士事務 所は何社あるのでしょうか。また 1 級建築士 の資格を取得されている人数について可能 であれば教えて頂きたい。

3 点目、総合評価落札方式から確認させていただきたい。

入札参加者がほぼ同じで概ね5者参加されている。まず昨年度の同方式の入札参加者は何社であったのでしょうか。次に入札参加を辞退されているのが数社ございます。同方式自体への参加を辞退されたのか、別の理由で辞退されたのかを教えて頂きたい。

発注案件については、担当課にて幾つかの候補案件を挙げていただいている。契約監理課においては、先程ご説明したインセンティブに参加(3つの条件のいずれかに該当)可能な業者を抽出し、その入札参加可能業者が比較的多く、競争性が確保できるか確認をおこない、最終担当課と精査し、入札及び契約審査会で同方式による発注の承認を経ています。

本市に登録のある建築事務所は過去最大で二十数社。現在は十数社。

昨年度は7社程度。本市の総合評価の価格以外での評価点の特徴は過去の実績、成績を重視している。工事成績がよければ当然に評価は高くなる。そういった部分を逆転しようとすると応札価格で頑張らないといけなくなることから戦略上、入札参加を控えられていると思われる。

入札辞退については「技術者の配置が出来なくなったこと」、「低入札価格調査で受注した案件の手持ち件数が2件」となったのが辞退の理由。

## ●随意契約締結に係る意見聴取について

#### 委 員

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 事務局

- ① 松阪市道路台帳補正業務委託
- ② 松阪市公共下水道台帳補正業務委託

道路・公共下水道台帳の補正業務は、松阪市 統合型 GIS と連動する台帳管理システムのデー 夕情報を補正、更新をするもの。松阪市統合型 GIS システムは契約相手方による独自技術、著 作権などにより構築されており、本業務に要す る専門性、技術的条件から業務を履行できる唯 一の業者となることから自治令第167条の2第 1項第2号により随意契約を締結した。

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 ③外五曲町排水機場No.2 ポンプ点検整備工事

当該排水機場は、川井町等の内水を阪内川に 排水する雨水ポンプ施設。平成元年4月に供用 開始し現在34年が経過している。これまで分 解整備点検時にはベアリングや潤滑油などの消 耗品の交換している。また、引上げ点検時に経 年劣化の進行を確認した結果、10年以内に分解 整備点検が必要との判断となった。分解整備点 検を行うことで、供用開始時の性能に出来る限 り近づけ、設備の長寿命化及び機能の維持に努 めたい。本工事は既存ポンプ、電動機及びゲート バルブコントロールの分解整備を行うもので、既存設 備の構造や機能、構成部材等を熟知し、既存設 備の工事業者が実施することで責任の所在も明 確となることから、外五曲排水機場の工事受注 者で設置当時から現在まで修繕整備を請負って いる相手方と随意契約を締結した。適用条項は 自治令第167条の2第1項第2号。

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 ④松阪市雨水管理総合計画(段階的対策計

画)策定業務委託

本業務は、昨年度実施した「雨水管理方針」に沿って整備計画を策定するもの。今回の業務

る検討資料については、契約相手方の独自の情報システムで他の業者に情報を提供することができません。今回の業務においてもこの情報システムを使用する必要があることから昨年度の受注業者である相手方と随意契約の締結を行った。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。

### 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考える。 ⑤スポーツ施設長寿命化計画策定事業

は、昨年度の業務と一連の業務で一体性のものでなければならず、また、昨年度の業務におけ

市のスポーツ施設は、合併以前に旧市町で整 備された施設が多数を占め施設の老朽化、財政 制約、人口減少、少子高齢化が深刻化する中で そのような変化に対応した計画的な施設の在り 方が一層求められている。これらを踏まえスポ ーツ施設の現状や環境の把握・分析及び課題等 を整理し、戸別施設ごとの機能保持、総量コン トロール及び財政負担の平準化等を推進するた め「松阪市公共施設等総合管理計画」及び「ス ポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に 基づき中長期的な個別施設計画の策定を行うも ので「スポーツ施設長寿命化計画策定業務プロ ポーザル審査委員会」を開催し審議を行った結 果、相手方が最終提案者として選定されたた め、自治令第167条の2第1項第2号により随 意契約を締結した。

## 委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 ⑥松阪市広域情報ネットワーク利用契約 平成16年度の合併に合わせ整備した本庁及 び地域振興局を繋ぐ広域情報ネットワーク回線 (幹線)を更新し、各種業務の継続性の確保を 図るとともに、社会環境の変化にあわせた使用

市民サービスを安定して提供するためには、 本庁及び地域振興局間をつなぐ幹線に高い品質

用途に耐えうる通信帯域の確保を図るもの。

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 のネットワーク回線が必要となる。本市の求める「通信経路の冗長化」「サービスレベル要件」「保守要件」等を満たす事業者は相手方のみであるため、随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。

⑦令和 5 年度松阪市公共建築物定期点検業務 委託

本市が所有する公共建築物においては、建築 基準法第12条第2項及び第4項の規定により 定期に一級建築士若しくは二級建築士又は建築 物調査員等に、特定建築物については3年以内 ごと、特定建築設備等については1年以内ごと に点検が義務付けされている。現在、本市が所 有する定期点検施設は204施設。これらの施設 を3つに分類し、毎年度計画的に点検の委託を 行うもの。一部、小規模施設については、営繕 課により点検を行ってきた。この点検業務によ る調査報告書は、各施設の劣化状況等を明らか にし、今後の施設改修の指標の一つとなるもの で公共施設の個別施設計画(長寿命化計画)の 策定においても重要な役割を担うもので、その 報告書は均一で質の高い成果品が求められてい る。本業務を行うことができる者は、専門的な 知識を有する資格者に限定されており、公共施 設の用途・規模等を勘案するとその資格者の中 でも一級建築士による点検が望ましいところで ある。さらに、本業務を安定的に継続的かつ質 の高い点検・調査報告を得るためには、習熟し た多くの点検調査者を要したうえで、各調査者 が作成した報告書をすべて精査し、均一かつ一 定の水準以上の品質を確保できる体制が構築さ れている必要がある。以上のことから、市内及 び県内の多くの建築士事務所が会員として所属 しており、全施設の報告書を一括して管理する 体制を県内で唯一構築している相手方と随意契

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考える。

委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考える。 約を締結した。適用条項は自治令第167条の2 第1項第2号。

⑧松阪市人事評価システム導入及び運用保守業務

本業務は利用者及び本市にとって効果的、か つ効率的な人事評価システム構築を求めるた め、価格のみの競争ではなく他自治体における 実績やシステム構成の提案、種々の機能の提案 など高い企画提案をもつ受託者の適格性が求め られるもの。本市の人事評価制度に適したシス テム構築及び運用保守を行うことを目的にプロ ポーザルを実施し3者が参加、プレゼンテーシ ョン並びに審査を実施、最優秀提案者を決定し た。最優秀提案者となった相手方は多数かつ 様々な職種の職員が活用するシステムとしての 操作性、視認性や評価の公正性を担保するため の評価結果の分析機能といった内容評価の多数 の項目において1位を獲得。よって、自治令第 167条の2第1項第2号により随意契約を締結 した。

⑨松阪市都市計画マスタープラン策定及び松 阪市立地適正化計画の見直し等業務

本業務は松阪市都市計画マスタープラン計画 策定と松阪市立地適正化計画の見直しを行うも の。計画の内容を市の状況に適したものとする ため、専門的な知識や企画・提案能力のある業 者を選定する必要があることから公募型プロポーザルを実施。2者から企画提案書及び提案見 積書の提出があり書類審査を行った後、7月2 6日にプレゼンテーションを実施。「松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地的適 正化計画見直し等業務委託プロポーザル審査委 員会」により最優秀提案者を決定。契約相手方

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。

委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 と自治令第 167条の2第1項第2号により随意 契約を締結した。

. . . . . . . . . . . . . . . . . . .

⑩三雲地区コミュニティバス運行業務委託

本業務は松阪市五主町を出発点とし、鵲地区や小野江地区を経由して伊勢中川駅などに至るルートを運行する三雲地区コミュニティバスの運行業務。令和5年6月12日に指名競争入札を執行したが入札参加者が1者のみとなり入札不調の結果となったが、指名業者の入れ替えや仕様見直しもできないこと、本業務の継続的な運行が必要であることから、再度入札を執行するのが困難なため自治令第167条の2第1項第8号の規定により、当該入札に唯一参加した相手方と随意契約を締結した。

⑪令和 5 年度松阪市森林整備事業業務委託 (その1)

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、未整備森林が増加している。このような状況の中、森林の持つ公益的機能の発揮など、豊かな森林づくりを進めるため、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成31年4月に施行され森林を適正に管理していくことが明確化された。松阪市森林整備事業は、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的に、市と森林所有者及び契約相手方間において、「松阪市森林整備事業に関する協定」の締結し、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行う事業である。

よって、同協定に基づく森林であること、森林管理に関しては森林所有者から同意を得ている契約相手方でなければ事業の遂行はできないことから随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。

・随意契約としての要件は充たしており、や むを得ないものと考えるが、契約金額の妥当 性は十分検討されたい。 ②令和5年度松阪市森林整備事業業務委託(その2)

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代 等により森林所有者への森林への関心が薄れ、 未整備森林が増加している。

このような状況の中、森林の持つ公益的機能の発揮など、豊かな森林づくりを進めるため、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成31年4月にスタートし、森林を適正に管理していくことが明確化された。

松阪市森林整備事業は、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的に、市と森林所有者及び契約相手方間において、「松阪市森林整備事業に関する協定」の締結し、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行う事業である。

よって、同協定に基づく森林であること、森林管理に関しては森林所有者から同意を得ている契約相手方でなければ事業の遂行はできないことから、随意契約を締結した。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。

### ●次回開催日程及び抽出委員の選出

次回開催日を令和6年1月26日(金)15時からとし、抽出委員は伊藤委員とする。